

就学時健診担当者、学校の養護教諭は、可能であればその理由について検証する。

- ① 保護者の都合（多忙、体調不良等）の理由であればその時点で接種を勧奨
- ② 本人の体調（基礎疾患を保有するなど）が原因であれば、校医あるいはかかりつけ医に相談してもらう等、

接種を呼びかけるなど保護者等の自覚を促す。

本会議は、地域の実情に照らしながら、このような方策を提案することが考えられる。

(2) 予防接種法に基づかない予防接種の推奨

① 大学等について

18歳以上の者を受け入れる大学等については、入学する前の手続きの段階で、定期の予防接種歴を確認し、麻しん風しんについて未接種・未罹患の者であれば、入学前に任意接種することを推奨する等の対応が考えられる。

平成19年（2007年）の麻しん流行は、主に10代及び20代の年齢層を中心とする流行であったが、麻しん及び成人麻しんに起因する休校（園）は263校（うち保育所・幼稚園は2施設、小学校は18施設）で3分の1は、大学・短期大学91施設（平成19年4月1日～7月21日厚生労働省調べ）に上り、大学生約24万人（東京都を除く）に影響を与えた。

国立感染症研究所の調査によると、現在の10代から20代の年齢層には、麻疹ウイルスに対する感受性者が相当数いることから、今後も児童・生徒・学生を中心とする麻しんの発生が継続すると考えられている。平成20年度から高校3年生に相当する年齢の者への定期接種が時限的に導入されるが、5年間をかけて補足接種を実施することから、当分の間、大学生相当世代の集団生活施設において、麻しんの集団発生がみられるおそれがある。従って、麻しんに対する感受性を持つ者、及び、麻しんに罹患すると重症化する可能性のある者と接する機会の多い医学系・教育系・福祉系の大学等においては、出来るだけ多くの学校施設において入学時に定期の予防接種歴を確認し、麻しん、風しんについて未接種・未罹患の者に対して任意接種することを推奨する必要があると考えられる。

② 企業について

平成19年の麻しんの流行は、多くの企業の活動に影響を及ぼした。特に、社会機能の維持に関わる企業、人と接する機会の多い企業、あるいは麻しん罹患が企業イメージに影響する企業においては、社員の発症が社会的影響を及ぼすおそれが高いことから、自らの企業を防衛する観点からも、就職前に定期の予防接種歴を確認し、麻しん風しんについて未接種・未罹患の者に対して任意接種することを推奨することが望ましい。